岩手県災害対策本部長訓令第１号

災害対策本部

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和６年３月29日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成８年岩手県災害対策本部長訓令第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr>
<td>
（組織等）
第２条　本部は、次に掲げる組織をもって構成する。
（１）　部並びに室、課、所、調査監（以下「課等」という。）及び機関
（２）～（６）　［略］
２　［略］
別表第２（第６条、第７条関係）
本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務
<table>
<tr><th>部</th><th>課　等</th><th>課等の長に充てる職</th><th>主な担当業務</th></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農林水産部</td><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>競馬改革推進室</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>全国植樹祭推進室</td><td>全国植樹祭推進室長</td><td>他課等に対する応援に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育部</td><td>教育企画室</td><td>教育企画室長</td><td>［略］
県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。
［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>生涯学習文化</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（組織等）
第２条　本部は、次に掲げる組織をもって構成する。
（１）　部並びに室、課、所、調査監、服務管理監（以下「課等」という。）及び機関
（２）～（６）　［略］
２　［略］
別表第２（第６条、第７条関係）
本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務
<table>
<tr><th>部</th><th>課　等</th><th>課等の長に充てる職</th><th>主な担当業務</th></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農林水産部</td><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>競馬改革推進室</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">教育部</td><td>教育企画室</td><td>教育企画室長</td><td>［略］
県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>生涯学習文化</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	財課		
［略］			

［略］

別表第５（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名　称	所管区域	構成機関又は組織
［略］		
岩手県災害対策本部二戸地方支部	［略］	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター　県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター　県北広域振興局農政部二戸農林振興センター　県北広域振興局土木部二戸土木センター　県北広域振興局二戸審査指導監　岩手県県北家畜保健衛生所　岩手県立二戸病院　岩手県立軽米病院　岩手県立一戸病院　県北教育事務所　岩手県立軽米高等学校　岩手県立伊保内高等学校　岩手県立福岡高等学校　岩手県立福岡工業高等学校　岩手県立一戸高等学校　岩手県二戸警察署

	財課		
	服務管理監	服務管理監	他課等に対する応援に関すること。
［略］			

［略］

別表第５（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名　称	所管区域	構成機関又は組織
［略］		
岩手県災害対策本部二戸地方支部	［略］	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター　県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター　県北広域振興局農政部二戸農林振興センター　県北広域振興局土木部二戸土木センター　県北広域振興局二戸審査指導監　岩手県県北家畜保健衛生所　岩手県立二戸病院　岩手県立軽米病院　岩手県立一戸病院　県北教育事務所　岩手県立軽米高等学校　岩手県立伊保内高等学校　岩手県立福岡高等学校　岩手県立北桜高等学校　岩手県二戸警察署

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。